

## 中部山岳地域森林計画(案)に対するご意見について

中部山岳地域森林計画(案)について、令和2年11月9日から令和2年12月7日までの間で縦覧を行ったところ、1件のご意見が寄せられました。このため、森林法第6条第7項の規定により、意見の要旨及び意見に対する県の考え方を次のとおり公表します。

整理番号	意見の要旨	意見等に対する県の考え方
1		<ul style="list-style-type: none"><li>・共通事項 地域森林計画においては地域の森林・林業の状況や動向の概要を記述しています。同様に、データ等についても主な傾向を表すもののみを記載しています。 また、個別の事業体等に関する課題等については記述をしていません。 上記に関する事項については、基本的に原文のとおりとします。</li></ul>
2 3頁 3 森林・林業の現状と課題	<p>当該計画区で最も前提となることは、長野県職員による林業関係補助金不正交付および森林組合等林業事業体による不正受給事件からの信用回復である。そうした事件に全く触れず事なかれ主義に終始しないで、きちんと向き合って「現状と課題」を分析するよう再考を求める。</p> <p>また、今夏はコロナ禍にあって木材流通が停滞し、素材生産現場が止まる状況が起きているにもかかわらず、まったく触れられていないことは、非常に問題である。</p>	<p>整理番号1(共通事項)によります。</p> <p>なお、補助金等不適正受給事案については重大な問題と認識しており、県民の皆様の信頼回復に努めているところです。</p> <p>コロナ禍については、影響の拡大や期間が現時点では見通せないため、記述を控えました。</p>
3 5頁(8)間伐	<p>間伐面積の内訳を記載すること。</p> <p>特に、間伐とは全く異なる概念であり枯れた木を伐採している松くい虫被害対策による伐倒駆除材積を過大な係数により水増し加算していることを、別枠で県民が理解しやすいよう詳細に説明すること。</p>	<p>間伐面積の内訳については、整理番号1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p> <p>松くい虫被害対策による伐採については、地域の実績から算出した係数を用い、被害木の伐倒駆除の材積から面積を算出しています。</p>
4 5頁(9)素材生産、製材品の出荷 6頁 ○民有林素材生産量 出荷先別内訳(H30年)	<p>当該地区の素材は、主に北陸方面の工場へ木材市場へ出荷されているが、全く触れられていないので詳細に記載すること。</p> <p>信州 F・POWER プロジェクトの製材施設へ素材がどれだけ出荷され、製材品としてどれだけ出荷されたのか、年度別・樹種別に数量をまとめた表を掲載すること。</p> <p>上記の記載により、県内消費と県外出荷量の対比が可能となり、信州 F・POWER プロジェクトの製材施設の設置効果が表れてくるため、考察し現状と課題を記載すること。</p> <p>6頁の図は、数字が記載されていないものがあり、表として成立していないので修正すること。</p>	<p>県外への素材出荷量の記載に誤りがありましたので、御指摘のとおり記述内容とグラフを訂正しました。</p> <p>また、個別の施設に関する記述については、整理番号1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p>

5	6頁(10)木材流通	<p>記載されている内容は、地域の実情を把握できていないため、木材市場から北陸方面へ出荷されている現状が記載されていない。担当職員は全く不勉強であり、至急現地調査を行って現状把握し、全面的に修正すること。</p> <p>さらに、樹種ごとに流通形態、出荷先は異なっており、とりわけ広葉樹に関しては特殊な部分もあるのだから、もっときめ細かく記載すること。</p> <p>とりわけ、今夏はコロナ禍にあって木材流通が停滞し、素材生産現場が止まる状況が起きているにもかかわらず、まったく触られていないことは、非常に問題である。</p>	<p>整理番号4のとおり、素材生産・出荷の項目において記述及び訂正を行いました。</p> <p>また、コロナ禍に関しては整理番号2と同様です。</p>
6	6頁 地域材の利用	<p>役場庁舎や市民交流センターとは、一体どこなのか、写真を添付し具体的に記載すること。</p> <p>また、利用材積を記載し、以前と比べて利用量が増えているのか減っているのか、具体的に説明すること。</p>	<p>近年では朝日村役場や塩尻市の市民交流センターなどが整備されています。</p> <p>また、公共建築事業等における木材使用量については、県HPに掲載しています。(県HP内「公共事業における木材使用実績」)</p>
7	7頁 (12)特用林産物	<p>小谷村では、毎年キハダの皮(オウバク)生産が行われているが、特用林産物とは認められないのか?当該地域の特徴的な林産物であるのだから、写真添付の上記載すること。</p> <p>また、新たな特用林産物として樹液利用が始まっています。小谷村産のイタヤカエデ樹液は梅池のホテルや茅野市のレストランへ販売され活用されている。そうした地域の特色を全く調査しておらず、至急現地調査を行って記載すること。</p>	 <p>御意見を踏まえ、地域の特徴的な林産物として生産状況を記述するとともに、生産量の表に「薬草」を加えました。</p>
8	7頁(13)林業用苗木	<p>年度ごと、樹種別、出荷先の国有林・民有林別に整理した表を掲載し、苗木生産量の推移がわかるようにすること。</p> <p>そうすることで、苗木生産者の現状の課題が見えてくるはずであり、課題が記載されていないことは解消されてくる。</p>	<p>整理番号1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、生産量の推移のグラフを記載しました。</p>
9	7頁(14)森林病虫害による被害	<p>平成28年には小谷村でナラ枯れ被害が発生し、地元林業事業体による更新施業が功を奏し拡大を食い止めている。</p> <p>しかし、令和2年の夏には、白馬村岩岳でナラ枯れ被害が発生し、来年以降の拡大が懸念される状況である。</p> <p>そうした地域の現状が全く把握されておらず、至急現地調査及び聴き取り調査を行って計画書へ反映させること。</p>	<p>(口頭:地域全体の課題としては松くい虫被害が多くを占めているため、)</p> <p>整理番号1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p> <p>なお、計画書案II-第4-4(1)イ(P79)において、ナラ枯れ被害対策の方針を記述しています。</p>
10	7頁(18)多様な森林利用	<p>小谷村での森林セラピー活動の現状は、先細りであり記載されている内容は実情を反映していない。森林セラピーガイドの活動日数等の具体的な数字を示し、課題をあぶりだすこと。</p>	<p>整理番号1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p>

11	8頁 1 伐採立木材積(2)評価	<p>掲載された表からは、「木質バイオマス施設の原木需要でアカマツの伐採が増加」したのかどうかは判断できないはずである。統計分析に基づき、樹種ごとに区分した主伐・間伐面積の実績表を添付し、考察しなおすこと。</p> <p>「条件不利地で実施できない箇所」が間伐面積の減につながった、と主張するのであれば、今後は間伐面積の増加は見込めないことになる。こうした評価の在り方は、間違っているのではないか?</p> <p>全計画材積 893 千 m<sup>3</sup> が生産される予定だった森林の場所の図を提示し、条件不利地がどこなのか具体的に示していただきたい。</p> <p>また、実行材積 359 千 m<sup>3</sup> がどこの森林から生産されたものなのか、図により説明してもらいたい。それが出来ないのであれば、なぜ出来ないのか具体的に出来ない理由を明示すること。</p> <p>伐採量の内訳については、整理番号 1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p> <p>伐採量の増加理由については、合板工場向けの出荷も増加しているため、記述内容を修正しました。</p> <p>間伐の「条件不利地」については、地理的条件以外にも木材価格など変動する要素が関係するものであり、必ずしも今後間伐ができない森林ではないと考えます。</p> <p>伐採の計画量については、森林資源の状況(林齢等)から算出しており、具体的な場所を特定しているものではないため、図示はできません。</p> <p>間伐の実行量については、定例的に行っている間伐等の実績調査を基にしており、こちらも位置図を伴うものではないため図示はできません。</p>
12	8頁 2 造林面積 (2)評価	<p>主伐材積が前計画量よりも増加したにもかかわらず造林面積が「横ばい」であるのは、違法伐採が行われているのではないか、と懸念される。</p> <p>前計画の伐採立木材積 1,024 千m<sup>3</sup> に対し造林面積 1,250 ha、実行の伐採立木材積 513 千m<sup>3</sup> に対し造林面積 204 ha、あまりにも差があり過ぎており、評価の記載は考察を放棄したものと感じられる。きちんと考察し直すこと。</p> <p>造林が進まない主たる原因是経費の確保であるため、原文のとおりとします。</p> <p>なお、前計画から主伐が増加している状況を踏まえ、本計画では伐採後の更新確保について記述を加えています。(計画書案 I -第3-1(1)ウ、エ P12)</p>
13	9頁 3 林道等の開設及び拡張の数量 (2)評価	<p>計画位置図が提示されていないため、評価が正しいのか判断できない。評価の記載をするのであれば、図と写真で説明すること。</p> <p>実際の理由は、予算が無い、新たな林道の需要や費用対効果が無い、ということではないか?</p> <p>整理番号 1(共通事項)により、原文のとおりとします。</p>
14	11 頁 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	<p>【参考:長野県森林づくり指針 森林づくりの方向性】の図の数字は、当該計画区の数字を記載するべきである。</p> <p>そして、その数字の根拠となる区域図を提示すること。図を提示できないのであれば、その理由を明示すること。</p> <p>数字の根拠となる図が提示できないとなると、計画そのものがデタラメではないか、と懸念される。</p> <p>8 頁の「1 伐採立木材積(2)評価」で「条件不利地で実施できない箇所」が間伐面積の減につながった、と計画者である長野県知事が主張するのであれば、「長野県森林づくり指針」で示す数字も見直さなければならないが、すべてにおいて整合が取れておらず、本計画(案)もデタラメと言わざるを得ない。</p> <p>これ以降の計画内容に関しては、担い手量と実行可能量の精査が行われておらず、林業関係補助金不正交付事件を起こした組織としての反省が全くなされていない。</p> <p>例えば、12 頁の「主伐と再造林を促進し、齡級構成の平準化」を図るために、何人の担い手があれば実行可能となるのか?</p> <p>4 頁で林業労働力が大幅に減少していることを認識しているにもかかわらず、計画量の設定はすべてにおいて無責任である。</p> <p>本図は長野県森林づくり指針の全体の方向性を示すものため、原文のとおりとします。また、数値については森林簿等に基づいて算出しているため、区域の図示はできません。</p> <p>なお、地域森林計画は森林関連施策の方向や森林整備及び保全の目標等を示すものであるため、具体的な個所や担い手の人数は示していません。</p> <p>林業労働力に関しては、計画書案 I -第3-2(1)ウ(P13)、II -第3-6(3)(P49)において、就業者の育成・確保や、高性能林業機械の導入・活用等について記述しています。</p>

15	12 頁 1 みんなの暮らしを守る森林づくり	<p>間伐を推進したいのか、主伐を促進したいのか、理念とビジョンが定まっておらず、この計画書で何をしたいのか全くわからない。</p> <p>木材流通の現状分析が出来ていないためにこんなデタラメな計画書になっているのだが、スギ、カラマツ等の人工林針葉樹材は、主に建築材・合板工場へ供給されているのであって、間伐により太くて大きな木を作る時代ではない。だからこそ、間伐は限定し、主伐を全面的に押し出して一現場ごとの木材生産利益率を上げることが現状に合った施策である。</p> <p>そして、「条件不利地で実施できない箇所」が間伐面積の減につながった、と計画者である長野県知事が主張するであるから、今後間伐を推進することは困難であることを長野県知事自らが認めている。</p> <p>以上のことから、内容を見直されたい。</p>	<p>全ての森林で同質な施業を実施するのではなく、森林の状況や求められる機能に応じた適切な施業を行うこととしており、間伐の推進、主伐の促進いずれも必要と考えます。</p> <p>また、「条件不利地」に関しては整理番号11と同様です。これらのことから、原文のとおりとします。</p>
16	12 頁 (2) 森林の保全に向けた取り組みの強化	<p>白馬村や小谷村で前計画期間内にナラ枯れ被害が発生しているにもかかわらず、なぜナラ枯れ被害対策の記載がなされないのか？</p> <p>至急現地調査を実施し、具体的な計画を作成し記載すること。</p>	整理番号9と同様です。
17	13 頁 2 木を活かした力強い産業づくり	<p>ここでも主伐を推進したいのか間伐を推進したいのか、明確なビジョンがない。</p> <p>例えば「引き続き搬出間伐を推進する」とは、計画者である長野県知事が具体的にどんなことをするのか全く記載されておらず、曖昧模糊としている。</p> <p>計画書全体に言えることだが、貴重な森林資源だから極力切り捨てずに利用をするのだ、という思想が全く感じられない。だから「計画区の間伐材の搬出率は県平均を上回っており、引き続き搬出間伐を推進する。」などと訳の分からないことを書いている。</p>	整理番号 15 と同様です。
18	13 頁 ウ 林業の担い手の育成・活用・確保	<p>「上記イのような取組を進める人材の育成と活用を図る。」として、森林施業プランナーと森林総合監理士(フォレスター)を紹介しているが、長野県内もしくは中部山岳計画区内で活躍している人材はいるのだろうか？全く見たことが無いのだが、「人材の育成と活用」は具体的に何をするのか明記するべきである。</p> <p>そもそも具体的に何も提示出来ないから、4頁の林業労働力の大幅な減少が進んでいるのではないか？</p>	<p>計画区内では10名の森林施業プランナーが認定されており、森林総合監理士は県下で16名が認定されています。</p> <p>地域森林計画では施策の方向等を示すものであるため、原文のとおりとします。</p>
19	15 頁 カ 特用林産物等の振興	<p>「特用林産物の生産を振興し、観光産業等とも連携して産業や地域の活性化を図る」とあるが、北アルプス地域振興局は小谷村キハダ生産組合の事務局の一員であるにもかかわらず、平成29年度以降は全く会議に出席しない。計画書では立派なことを書いていても、具体的には動かないのであれば、こうしたことは記載するべきではない。</p>	地域森林計画は施策の方向等を示し、県組織に限らず各主体がそれぞれ取り組むものであるため、原文のとおりとします。

20	83 頁 1 伐採立木材積	<p>前計画の実行実績は、513 千 m<sup>3</sup> である。そして林業労働力は、前計画期間内に 26%も減少している。</p> <p>そうした事実を認識しているにもかかわらず、前半 5 ヶ年の計画量を 1,355 千 m<sup>3</sup> と設定するのは、正気の沙汰ではない。なぜ実行不可能な目標値を設定するのか、詳細な説明を記載するべきである。</p> <p>林業関係補助金不正交付事件を起こした組織の問題点は、過大なアクションプランのパワハラによる過酷な予算の押し付けであったことを忘れたのか？</p>	<p>地域森林計画は上位計画である全国森林計画に即してたてなければならぬとされており、本計画案に記載の計画量は、全国森林計画で明記された伐採立木材積や森林整備の考え方を基に計画区全体の資源状況から定めたものです。</p>
21	83 頁 2 間伐面積	<p>平成 30 年度の間伐面積実績値は、1,729ha である。このうち、おそらく 1/3 は松くい虫被害対策の伐倒駆除材積を過大な係数で水増し加算した数値であろうから、実質的には約 1,000ha しか実行出来ていないものと想定される。</p> <p>すると、5 ヶ年で実行可能な面積は、約 5,000ha と見積もられ、100 歩譲って 1,729ha × 5 年 = 8,645ha と試算。</p> <p>前半 5 ヶ年の計画量を 12,629ha と設定するのは、現状の実績よりもはるかに大きな数値であり、実態に則していない。</p> <p>なぜこのような出来もしない計画を立てるのか？子供でもわかる数字の対比が、なぜ県職員には理解できないのか？</p> <p>なぜ実行不可能な目標値を設定するのか、詳細な説明を記載するよう求める。</p> <p>また、数字の根拠となる図を掲載するよう求める。</p> <p>特に、林業事業体によっては二度目の間伐を行っている箇所もあり、計画との乖離がはつきりするため、図の添付は必須である。</p>	<p>間伐面積の計画量については、整理番号 20 により定めた間伐の計画量から面積換算し設定しました。</p> <p>間伐の計画量は計画区全体の資源状況から算出しているため、図示はできません。</p>
22	83 頁 3 人工造林及び天然更新別造林面積	<p>全計画の実行結果 204ha に対し、前半 5 ヶ年の計画量を 885ha。</p> <p>これも、なぜ実行不可能な目標値を設定するのか、詳細な説明を記載するよう求める。</p>	<p>造林面積の計画量については、整理番号 20 により定めた伐採(主伐)の計画量を基に造林面積を定めています。</p>
23	85 頁 イ 路網計画 開設(新設)路線別表	<p>位置図が無いと、どこで計画されているのか県民には理解できない。位置図を作成し、掲載すること。</p>	<p>路線数が多数であることから、路線名と延長等の記載としています。</p>
24	全体	<p>主語が無いため、「…します」と記載されても、一体誰が実行するのかまったくわからない。県職員が行うのか、市町村職員が行うのか、すべてを明確にしていただきたい。</p>	<p>地域森林計画では各主体それぞれが取り組む方向等を示しており、必要に応じて県や市町村等、主体となる者を具体的に記述しています。</p>